

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表



令和4年7月

日進市長
日進市教育委員会
日進市議会議長
日進市選挙管理委員会
日進市代表監査委員
日進市公平委員会
日進市農業委員会
日進市固定資産評価審査委員会

日進市長、日進市教育委員会、日進市議会議長、日進市選挙管理委員会、日進市代表監査委員、日進市公平委員会、日進市農業委員会及び日進市固定資産評価審査委員会は、策定する特定事業主行動計画（女性職員の活躍の推進に関する日進市特定事業主行動計画）について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定により、女性の職業生活における活躍に関する情報を次のとおり公表します。

1 公表データについて

公表データの対象期間、基準日等は、各公表内容の表外に記載した注記を確認してください。

2 公表内容

- (1) 採用した職員に占める女性職員の割合
- (2) 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異
- (3) 超過勤務の状況
- (4) 管理職の女性割合
- (5) 各役職段階の職員の女性割合
- (6) 男女別の育休取得率・平均取得日数
- (7) 男性の配偶者出産休暇の取得率・平均取得日数
- (8) 年次有給休暇の取得日数の状況

1 採用した職員に占める女性職員の割合

No	区分	性別	人数(人)	女性職員の割合(%)	備考
1	新規採用職員	男性	4	55.56	保育士除く
		女性	5		
2	新規採用職員 保育士	男性	0	100.00	
		女性	6		
3	任期付職員	男性	0	-	保育士除く
		女性	0		
4	任期付職員 保育士	男性	0	-	
		女性	0		
5	会計年度任用職員	男性	26	91.25	保育士除く
		女性	271		
6	会計年度任用職員 保育士	男性	1	99.46	
		女性	185		
7	合計	男性	31	93.78	
		女性	467		

※ 基準日 令和4年4月1日

※ 新規採用職員及び任期付職員は、令和3年度中に行った試験により採用した者の数

2 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

No	区分	年数(年)	備考
1	男性職員の平均した継続勤務年数	22.8	
2	女性職員の平均した継続勤務年数	17.5	
3	男女の差異	5.3	

※ 基準日 令和4年4月1日

※ 任期に定めのある職員(任期付職員、会計年度任用職員等)を除く。

※ 令和4年4月1日付けで採用された職員を除く。

3 超過勤務の状況

No	月	時間数(時間)	1人当たり平均時間数(時間)	備考
1	4月	4,936	11.4	
2	5月	3,970	9.2	
3	6月	3,686	8.5	
4	7月	4,076	9.4	
5	8月	2,651	6.1	
6	9月	2,427	5.6	
7	10月	3,212	7.4	
8	11月	2,877	6.6	
9	12月	2,672	6.2	
10	1月	3,533	8.2	
11	2月	3,963	9.2	
12	3月	6,118	14.1	
13	合計	44,121	101.9	
14	1人当たり・1月当たりの平均時間数		8.5	合計欄の1人当たりの平均時間数を12で除して得た数

※ 対象年度 令和3年度

※ 管理職員及び非常勤職員を除く。

※ 選挙及び非常配備に係る超過勤務を除く。

4 管理職の女性割合

No	区分	割合(%)	備考
1	管理職の女性割合	35.9	主幹以上の職員
2	保育士職を除いた割合	25.4	

※ 基準日 令和4年4月1日

5 各役職段階の職員の女性割合

No	区分	女性割合	備考
1	部長級	9.1	部長級及び部次長級の職員を合算した場合の女性割合14.3%
2	部次長級	20.0	
3	課長級	43.9	
4	課長補佐級	39.6	
5	係長級	48.5	
6	主任級	54.9	
7	主事級	64.2	
8	全体の女性割合	51.5	

※ 基準日 令和4年4月1日

※ 会計年度任用職員を除く。

6 男女別の育児休業取得率・平均取得日数

No	区分	保育士以外		保育士	
		女性	男性	女性	男性
1	取得率(%)	100	9.1	100	-
2	平均取得期間(日)	670.0	28.0	921.0	-

※ 令和3年度中の出産に係るもの

※ 子の3歳の誕生日の前日まで取得可能

7 男性の配偶者出産休暇の取得率・平均取得日数

No	区分	数値	備考
1	取得率(%)	81.8	
2	平均取得日数(日)	1.60	取得可能日数 2日

※ 対象年度 令和3年度

8 年次有給休暇の取得日数の状況

No	区分	数値	備考
1	平均取得日数(日)	13.4	
2	取得日数が5日未満の職員割合(%)	0.0	

※ 対象年度 令和3年度

※ 途中就退職者、育児休業者等を除く